

新庄最上定住自立圏の形成に関する

協 定 書

平成 27 年 6 月 25 日

新庄市 鮎川村

新庄最上定住自立圏の形成に関する協定書

新庄市（以下「甲」という。）と鮎川村（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、魅力があふれ、安心して暮らすことができる新庄最上定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野において相互に役割を分担し、連携して取り組むものとする。

（連携する取組の内容及び役割）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は次の各号に掲げるものとし、連携する取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、当該各号に定める別表のとおりとする。

（1）生活機能の強化に係る政策分野 別表第1

（2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2

（3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3

（事務執行に当たっての費用負担等）

第4条 連携する取組を推進するため必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、甲乙協議してそれぞれ当該費用を負担するものとする。

2 前項に定めるもののほか、連携する取組の推進に必要となる手続きその他の事項については、甲乙協議してその都度別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定の内容を変更しようとするときは、協議してこれを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめそれぞれの議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定の全部又は一部を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経てその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 第1項の通告があった場合におけるこの協定の全部又は一部の規定は、当該通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年6月25日

甲 新庄市沖の町10番37号

新庄市長 山尾順紀

乙 最上郡鮭川村大字佐渡2003番の7

鮭川村長 元木洋介

別表第1

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

(1) 地域医療体制の充実

取組の内容	圏域内住民の安全・安心な生活を確保するため、かかりつけ医の普及、救急医療体制の整備、医療従事者の確保等、地域医療体制の充実に向けた取り組みを推進する。
甲の役割	関係機関との調整を行うとともに、乙と連携し、地域医療体制の充実に向けた取り組みを推進する。
乙の役割	甲と連携し、地域医療体制の充実に向けた取り組みを推進する。

(2) 軽症救急患者の利用促進と適正受診の勧奨

取組の内容	圏域における軽症救急患者の適正受診を促すため、関係機関との連携による診療体制の整備及びその充実を図る。
甲の役割	休日及び夜間における診療体制を整備し、関係機関との連携及び調整を行い、その機能の充実に努めるとともに、住民に対し休日及び夜間における初期救急医療の適切な利用に関する普及啓発を行う。
乙の役割	住民に対し、休日及び夜間における初期救急医療の適切な利用に関する普及啓発を行う。

2 福祉

(1) 認可外保育施設への支援

取組の内容	子どもの健やかな育ちのため、認可外保育施設の相互利用を図るとともに、安定経営に向けた取り組みを行う。
甲の役割	乙の区域に所在する認可外保育施設において、甲の住民が保育を受けた場合は、甲が相応の運営費の一部を支援する。
乙の役割	甲の区域に所在する認可外保育施設において、乙の住民が保育を受けた場合は、乙が相応の運営費の一部を支援する。

(2) 地域子育て支援センターの広域利用

取組の内容	子育て環境の充実を図るため、圏域内に所在する地域子育て支援センターの広域的利用を図る。
甲の役割	甲の区域に所在する地域子育て支援センターで実施する事業について、圏域内住民を対象とするとともに、住民に対し事業の普及啓発を行う。
乙の役割	乙の区域に所在する地域子育て支援センターで実施する事業について、圏域内住民を対象とするとともに、住民に対し事業の普及啓発を行う。

(3) 子どもの遊び場の確保

取組の内容	雨天時等における子どもの遊び場を確保するため、甲が設置する屋内型遊び場について、圏域住民の利用を促進するとともに、利用拡大に向けた取り組みを行う。
甲の役割	屋内型遊び場を設置し、乙と連携して当該遊び場の適切な運営及び普及啓発を行う。
乙の役割	甲が設置する屋内型遊び場の運営に協力するとともに、住民に対し適切な利用について普及啓発を行う。

(4) 地域子ども・子育て支援

取組の内容	圏域内市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業のうち、相互利用が可能な事業について、圏域内住民を対象に広域利用の推進を図る。
甲の役割	甲が実施する地域子ども・子育て支援事業のうち、広域利用が効果的な事業について、乙と連携し事業展開を図るとともに、乙が実施する事業を甲の住民が利用する場合は、その運営について必要な支援を行う。
乙の役割	乙が実施する地域子ども・子育て支援事業のうち、広域利用が効果的な事業について、甲と連携し事業展開を図るとともに、甲が実施する事業を乙の住民が利用する場合は、その運営について必要な支援を行う。

3 教育

(1) 文化・芸術鑑賞等の機会の提供

取組の内容	圏域内での教育環境を充実し、感性豊かな人材の育成を図るため、圏域内住民を対象とした文化・芸術鑑賞等の機会の提供を行う。
甲の役割	乙と連携し、文化・芸術鑑賞等の企画、宣伝及び実施に取り組むとともに、当該取組の調整を行う。
乙の役割	甲と連携し、文化・芸術鑑賞等の企画、宣伝及び実施に取り組む。

4 産業振興

(1) 企業誘致

取組の内容	地域経游の活性化を図るため、圏域内の工業団地への企業誘致に向けた取り組みを推進する。
甲の役割	乙と連携し、企業誘致の推進に関する取組を行う。
乙の役割	甲と連携し、企業誘致の推進に関する取組を行う。

(2) 広域観光

取組の内容	圏域内に存在する観光資源の魅力を活かした広域的な観光について、情報発信等を行う。
甲の役割	乙及び関係団体と連携して、圏域内に存在する様々な観光資源の魅力を活かした広域的な観光に関する情報発信等を行う。
乙の役割	甲及び関係団体と連携して、圏域内に存在する様々な観光資源の魅力を活かした広域的な観光に関する情報発信等を行う。

(3) 6次産業化の推進

取組の内容	圏域内の農産物を活用した商品の開発、PR及び販売促進に取り組む体制を整備するため、6次産業化に関する情報の交換を行うとともに推進体制の整備に関する調査及び検討を行う。
甲の役割	乙と共同して検討会、勉強会等を企画し、及び開催するとともに、6次産業化に関する情報収集を行い、乙との共有化を図る。
乙の役割	甲と共同して検討会、勉強会等を企画し、及び開催するとともに、6次産業化に関する情報収集を行い、甲との共有化を図る。

(4) 特產品を活用した「食」による地域活性化

取組の内容	圏域内の地場産品の消費を拡大するため、地産地消の取組及び当該産品の圏域外への販売を促進する。
甲の役割	乙と連携し、圏域内生産者との連携強化、地産地消の情報発信及び地場産品販売の取組を推進する。
乙の役割	甲と連携し、圏域内生産者との連携強化、地産地消の情報発信及び地場産品販売の取組を推進する。

別表第2

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

(1) コミュニティバス等の運行

取組の内容	地域内外の往来を活発化し、圏域内住民の日常生活圏の拡大及び利便性の向上を図るため、地域公共交通サービスの提供及びその拡充に向けた取り組みを推進する。
甲の役割	甲及び乙の区域を結ぶコミュニティバス等の運行に配慮するとともに、住民への情報提供を行い、利用を促進する。
乙の役割	甲及び乙の区域を結ぶコミュニティバス等の運行について、甲と連携して実施する。

2 地域内外の住民との交流・移住促進

(1) 結婚活動支援

取組の内容	圏域内に居住する若者の成婚を促進するため、圏域外住民との交流を含めた結婚活動支援に取り組む。
甲の役割	乙と連携して、圏域住民を対象とした結婚活動支援を行う。
乙の役割	甲と連携して、圏域住民を対象とした結婚活動支援を行う。

(2) 空き家等の利活用

取組の内容	移住及び定住を促進するため、圏域内にある空き家等の情報の収集及び利活用に向けた空き家バンクの検討を行い、関連情報を発信する。
甲の役割	乙と連携し、空き家等の情報を収集するとともに、関係機関と調整し、空き家バンク等の制度構築に向けた検討を行う。
乙の役割	甲と連携し、空き家等の情報を収集するとともに、空き家バンク等の制度構築に向けた検討を行う。

(3) 交流の促進

取組の内容	都市の若者を地域おこし協力隊として受け入れ、地域資源の発掘等の各種の地域協力活動に従事させながら、圏域への定住を図る。また、地域活性化を図るため、圏域内外住民との交流を促進する。
甲の役割	乙と連携し、地域おこし協力隊を募集するとともに、地域おこし協力隊が圏域で活動しやすい環境を整備する。また、交流の促進のための情報発信等を行う。
乙の役割	甲と連携し、地域おこし協力隊を募集するとともに、地域おこし協力隊が圏域で活動しやすい環境を整備する。また、交流の促進のための情報発信等を行う。

別表第3

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域内市町村職員の交流等

(1) 職員合同研修

取組の内容	市町村職員の地域に対する問題意識、政策形成能力等を向上させ、圏域内の共通課題に対応するため、圏域内外の専門家等を外部講師として招へいし、合同研修を行う。また、合同研修を通じ、市町村職員の交流の機会を設け、人的ネットワークの構築を図る。
甲の役割	乙と連携して、研修の企画、運営及び調整を行うとともに、当該研修について、職員への周知及び参加者の取りまとめを行う。
乙の役割	甲と連携して、研修の企画及び運営を行うとともに、当該研修について、職員への周知及び参加者の取りまとめを行う。

2 情報の共有・発信

(1) 圏域住民への情報の提供

取組の内容	広域化する住民活動を踏まえ、圏域内における情報の共有化を図り、ホームページ、広報紙等を活用し、圏域内の催しや共通課題などに関する情報発信を連携して行う。
甲の役割	圏域内情報の収集を行うとともに、具体的な掲載内容及び手法を企画し、乙と連携して圏域内住民への情報の提供を行う。
乙の役割	圏域内情報の収集を行うとともに、連携して発信する情報の検討を行い、甲と連携して圏域内住民への情報の提供を行う。